

贈与税認定申請書の記載例

中小企業者が贈与税納税猶予制度のための知事認定（法第12条第1項の認定：施行規則第6条第1項第7号の事由に係るもの）を受けようとする場合には、当該認定に係る贈与の日の属する年の10月15日から翌年の1月15日までに、所定の申請書及び添付書類を都道府県知事に提出し、認定申請をする必要があります。

下記の申請書記載例を御参考になし、様式は第7を使用してください。

【申請書記載例】

これはあくまで1つの例示ですので、併せて経営承継円滑化法施行規則及び申請マニュアル等も確認してください。

明細を申請書に書ききれない場合等には、別紙（形式自由。A4。）を用いても差し支えありません。

様式第7

認定申請書
(施行規則第6条第1項第7号の事由に該当する場合)

平成30年1月1日

東京都知事 殿

郵便番号 100-8912

会社所在地 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

会社名 経済産業株式会社

電話番号 03-3501-5803

代表者の氏名 経済 太郎 印

認定申請書を提出する日。
ただし、贈与税申告前に贈与者
または経営承継受贈者の相続
が開始した場合はこれとは異なり
ます。
申請の期限日が土日祝日であ
る場合には、次の平日が期限と
なります。
(当日消印有効)

本店を所轄する都道府県名知事
宛てにご提出ください。

認定を受けようとする会社の情報
及び会社印を押印して下さい。
後継者個人の情報及び個人印で
はありません。

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定（同法施行規則
第6条第1項第7号の事由に係るものに限る。）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

贈与税認定申請書の記載例

1 特別贈与認定中小企業者について

主たる事業内容	●●の製造・販売	
資本金の額又は出資の総額	10,000,000 円	
贈与の日	平成 29 年 3 月 1 日	
贈与認定申請基準日	平成 29 年 10 月 15 日	
贈与税申告期限	平成 30 年 3 月 15 日	
常時使用する従業員の数	贈与の時 (a) + (b) + (c) - (d)	贈与認定申請基準日 (e) + (f) + (g) - (h)
	100 人	98 人
厚生年金保険の被保険者の数	(a)	(e)
	95 人	96 人
70 歳以上 75 歳未満である健康保険の被保険者の数 (*1)	(b)	(f)
	7 人	5 人
70 歳以上であって (*1) に該当しない常時使用する従業員の数	(c)	(g)
	1 人	0 人
役員 (使用人兼務役員を除く。) の数	(d)	(h)
	3 人	3 人
施行規則第 16 条の確認 (施行規則第 17 条第 1 項又は第 2 項の変更の確認をした場合には変更後の確認) に係る確認事項	確認の年月日及び番号	平成 25 年 7 月 1 日 (平成 25・05・01 関東第 1 号)
	特定代表者の氏名	経済 一郎
	特定後継者の氏名	経済 太郎

複数の事業を行っている場合でも、主たる事業を 1 つ記載してください。
特に、中小企業者の定義において、製造業その他／卸売業／小売業／サービス業などが判別できるように記載してください。

贈与認定申請基準日 (本ページの最下部をご参照ください。) における資本金の額又は出資の総額を記載してください。

確認書右上に二段書きで記載のものです。確認年月日は下段、番号は上段に記載してあります。確認書の交付を受けている場合には記載して下さい。
(事前確認を受けていない場合は空欄で結構です。)

(a)(e)欄には、厚生年金保険に加入している人数を記載してください。ただし、平均的な従業員と比して労働時間が 4 分の 3 に満たない短時間労働者などは含みません。
(b)(f)欄には、厚生年金保険の加入対象外で健康保険のみに加入している人数を記載してください。(例：70 歳以上の従業員または役員)
(c)(g)欄には、社会保険加入対象外の常時使用する従業員数を記載して下さい。(例：75 歳以上の従業員)
ただし、平均的な従業員と比して労働時間が 4 分の 3 に満たない短時間労働者などは含みません。
(d)(h)欄には、(a)(b)または(e)(f)でカウントした方のうち役員の数に記載してください (申請会社にいる全役員の数ではありません)。なお、役員とは、株式会社の場合には取締役、会計参与及び監査役を指しますが、使用人兼務役員の方は含みません。

贈与認定申請基準日

(1)	当該贈与の日が 1 月 1 日から 10 月 15 日までのいずれの日である場合 ((3) に規定する場合を除く。)	10 月 15 日
(2)	当該贈与の日が 10 月 16 日から 12 月 31 日までのいずれの日である場合	当該贈与の日
(3)	当該贈与の日の属する年の 5 月 15 日前に当該中小企業者の経営承継受贈者又は経営承継贈与者の相続が開始した場合	当該相続の開始の日の翌日から 5 月を経過する日

贈与税認定申請書の記載例

贈与認定申請基準事業年度（平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日まで）における特定資産等に係る明細表

種別	内容	利用状況	帳簿価額	運用収入
有価証券	特別子会社の株式又は持分 （※2を除く。）	関東経済物流圏の株式 200 株	(1) 10,000,000 円	(12) 0 円
	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分 （※2）		(2) — 円	(13) — 円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの	A 社の株式 20,000 株 B 投資信託	(3) 2,000,000 円 1,000,000 円	(14) 80,000 円 10,000 円
不動産	現に自ら使用しているもの	東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 番 1 号	(4) 100,000,000 円	(15) 6,000,000 円
		同上所在の建物	本社 50,000,000 円	
		上記に係る建物付属設備（電気工事一式）	500,000 円	
		さいたま市中央区新都心 1-1 所在の土地 600 m ² のうち 3 分の 2 部分	120,000,000 円	0 円
		同上所在の建物のうち 3F～6F 部分	営業所及び従業員宿舎 30,000,000 円 1,000,000 円	
		上記に係る建物付属設備（電気工事）		

事業実態要件を満たすことにより、資産保有型会社及び資産運用型会社に該当しない場合には、緑の欄は記載不要です。贈与認定申請基準年度となる期間のみ記載してください。事業実態があることを証明する書類等を添付してください。

贈与認定申請基準事業年度は、以下①～③のすべての事業年度です。
①贈与の日からみて直前の事業年度
②贈与認定申請基準日の翌日からみて直前の事業年度
③①と②の間の各事業年度
認定申請事業年度が 2 期分になる場合には、特定資産明細表を挿入し作成してください。

(1)～(3)及び(12)～(14)有価証券とは、金融商品取引法第 2 条第 1 項の有価証券及び同条第 2 項のみなし有価証券が該当します。内容欄には、申請会社の資産のうち上記に該当するものすべてを、銘柄ごと分けて数量等を記載して下さい。帳簿価格欄には、それぞれについて期末簿価で金額を記載してください。運用収入欄には、期中に受け取った配当金や分配金などのほかに期中に売却をした場合の対価も含まれます。

(4)(15)不動産とは、土地、借地権、建物、建物と一体不可分の付属設備及び建物と同一視できる構築物が該当します。内容欄には、申請会社の資産のうち上記に該当するものすべてを、所在・面積及び種別がわかるように具体的に記載して下さい。利用状況欄には、申請会社が事業用として使用しているか否かがわかるように記載して下さい。

（自ら使用の例：本社、支店、工場、従業員宿舎

自ら使用ではない例：販売用土地、賃貸マンション、役員住宅、遊休地）

帳簿価格欄には、それぞれについて期末簿価で金額を記載してください。

運用収入欄には、期中の賃貸料収入などのほかに期中に売却をした場合の対価も含まれます。

(5)(16)同一の土地・建物の中に、自社利用している部分とそうでない部分がある場合は、床面積割合など合理的な方法により按分をして記載して下さい。

贈与税認定申請書の記載例

不動産	現に自ら使用していないもの	さいたま市中央区新都心1-1 所在の土地 600 ㎡のうち 3 分の 1 部分		(5) 60,000,000 円	(16) 3,000,000 円
		上記所在の建物のうち 1F2F 部分	子会社（関東経済物流㈱）へ賃貸	15,000,000 円	
		上記に係る建物付属設備（電気工事一式）		250,000 円	
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの	—	—	(6) —円	(17) —円
	事業の用に供することを目的としない有するもの	C ゴルフクラブ会員権		(7) 3,000,000 円	(18) 0 円
		D リゾート会員権		1,000,000 円	0 円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの	—	—	(8) —円	(19) —円
	事業の用に供することを目的としない有するもの	絵画 E	社長室展示用	(9) 0 円	(20) 2,000,000 円

事業実態要件を満たすことにより、資産保有型会社及び資産運用型会社に該当しない場合には、緑の欄は記載不要です。事業実態があることを証明する書類等を添付してください。

(6)(7)(17)(18)ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利

(8)(9)(19)(20)絵画、彫刻、工芸品その他の有形文化的所産である動産、貴金属及び宝石

において、事業の用に供する目的のものには、例えばゴルフ会員権販売事業者が保有する在庫、古物商や貴金属販売店が保有する在庫（棚卸資産）などが該当します。他方、接待用に所有しているものは、事業用外のものに該当します。

(4)(15)不動産とは、土地、借地権、建物、建物と一体不可分の付属設備及び建物と同一視できる構築物が該当します。内容欄には、申請会社の資産のうち上記に該当するものすべてを、所在・面積及び種別がわかるように具体的に記載して下さい。利用状況欄には、申請会社が事業用として使用しているか否かがわかるように記載して下さい。

（自ら使用の例：本社、支店、工場、従業員宿舍

自ら使用ではない例：販売用土地、賃貸マンション、役員住宅、遊休地）

帳簿価額欄には、それぞれについて期末簿価で金額を記載してください。

運用収入欄には、期中の賃貸料収入などのほかに期中に売却をした場合の対価も含まれます。

(5)(16)同一の土地・建物の中に、自社利用している部分とそうでない部分がある場合は、床面積割合など合理的な方法により按分をして記載して下さい。

贈与税認定申請書の記載例

現金、 預貯 金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	現金		(10)	(21)
		当座預金		100,000,000 円	0 円
		定期積金		200,000,000 円	0 円
		保険積立金		30,000,000 円	10,000 円
経営承継受贈者及び 当該経営承継受贈者 に係る同族関係者等 (施行規則第1条第 13項第2号ホに掲げ る者をいう。)に対 する貸付金及び未収 金その他これらに類 する資産	短期貸付金	経済 一郎 に対する 貸付金		(11)	(22)
				5,000,000 円	0 円
		預け金	子会社への 預け金		
			40,000,000 円	0 円	
特定資産の帳簿価額の 合計額		(23)=(2)+(3)+(5)+ (7)+(9)+(10)+(11) 474,750,000 円		特定資産の運用収 入の合計額	
資産の帳簿価額の総額		(24) 1,000,000,000 円		(25)=(13)+(14)+(16)+ (18)+(20)+(21)+(22) 5,100,000 円	
贈与認定申請基準事業年度終了の日以前の5 年間(贈与の日前の期間を除く。)に経営承継 受贈者及び当該経営承継受贈者に係る同族関 係者に対して支払われた剰余金の配当等及び 損金不算入となる給与の金額		剰余金の配当等		(27) — 円	
		損金不算入となる 給与		(28) — 円	
特定資産の帳簿価額 等の合計額が資産の 帳簿価額等の総額に 対する割合		(29)=((23)+(27)+(28))/((24)+(27)+(28)) 47.4%		特定資産の運用収 入の合計額が総収 入金額に占める割 合	
				(30)=(25)/(26) 1.0%	
会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について 定めがある種類の株式(※)の発行の有無				有 ☐ 無 ☒	
(※)を発行している場合に はその保有者		氏名(会社名)		住所(会社所在地)	
総収入金額(営業外収益及び特別利益を除く。)				450,000,000 円	

事業実態要件を満たすことにより、資産保有型会社及び資産運用型会社に該当しない場合には、緑の欄は記載不要です。事業実態があることを証明する書類等を添付してください。

(10)(21)現預金その他これらに類する資産とは、申請会社の資産のうち現金や各種預貯金以外にも、これらと同視しうる積立金なども該当します。

(11)(22)貸付金及び未収金その他これらに類する資産とは、申請会社の資産(債権)のうち、経営承継受贈者及びその同族関係者に対する預け金や差入保証金、立替金等も該当します。利用状況欄には、貸付金・未収金の債務者氏名又は会社名を記載して下さい。

損金不算入給与欄には、当該期間中に経営承継受贈者及びその同族関係者に対して支払われた給与のうち、法人税法第34条及び第36条の規定により損金の額に算入されない金額があった場合に、その合計金額を記載してください。損金不算入となった金額が、いつの支払い日の給与から算出すべきか特定できない場合は、事業年度に対する該当期間の日数按分で算出してください。

(24)資産の帳簿価額の総額欄には、貸借対照表の資産の部の合計額(以下の留意点に気をつけてください。)を記載して下さい。

剰余金の配当欄には、該当期間中に経営承継受贈者及びその同族関係者に対して支払った剰余金や利益の配当金額の、該当期間における合計金額を記載してください。

※資産の帳簿価額の総額欄の留意点

- 貸借対照表に計上されている帳簿価額を用いて計算してください。
- 減価償却資産・特別償却適用資産・圧縮記帳適用資産については、それぞれ対応する減価償却累計額・特別償却準備金・圧縮積立金等を控除した後の帳簿価額を用いてください(直接減額方式にあわせて計算します)。
- 貸倒引当金・投資損失引当金等の評価性引当金については、資産の帳簿価額の総額・特定資産の帳簿価額の合計額から控除する前(引当前)の金額を記載してください。

贈与税認定申請書の記載例

2 贈与者及び経営承継受贈者について

総株主等 議決権数	贈与の直前	(a) 1,000 個		
	贈与の時	(b) 1,000 個		
贈与者	氏名	経済 一郎		
	贈与の時の住所	埼玉県さいたま市 中央区新都心 1-1		
	贈与の時の代表者への就任の有無	☐ 有 ☒ 無		
	代表者であった時期	平成元年 4 月 1 日から 平成 25 年 3 月 31 日		
	代表者であって、同族関係者と合わせて申請者の総株主等議決権数の 100 分の 50 を超える数を有し、かつ、いずれの同族関係者（経営承継受贈者となる者を除く。）が有する議決権数をも下回っていないなかった時期(*)	平成元年 4 月 1 日から 平成 25 年 3 月 31 日		
	(*) の時期における総株主等議決権数	(c) 1,000 個		
	(*) の時期における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合	(d) + (e) 875 個 (d) + (e) / (c) 87.5%		
	(*) の時期における保有議決権数及びその割合	(d) 800 個 (d) / (c) 80%		
	(*) の時期における同族関係者	氏名 (会社名)	住所 (会社所在地)	保有議決権数及びその割合
		経済 花子	埼玉県さいたま市 中央区新都心 1-1	(e) 75 個 (e) / (c) 7.5%
贈与の直前における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合	(f) + (g) 875 個 (d) + (e) / (c) 7.5%			
贈与の直前における保有議決権数及びその割合	(f) 700 個 (f) / (a) 70%			
贈与の直前における同族関係者	氏名 (会社名)	住所 (会社所在地)	保有議決権数及びその割合	
	経済 花子	埼玉県さいたま市中 央区新都心 1-1	(g) 75 個 (g) / (a) 7.5%	

申請会社が発行する株式総数に係る議決権の数を記載してください。
自己株式や完全に議決権のない種類株式などは含みません。

贈与税の申告書に記載する贈与者の住所を記載してください。

代表者が
①代表者であった
②同族関係者と合わせると総議決権の過半数を占めていた
③同族関係者（経営承継受贈者となる者を除く。）の中で最も多く議決権を有していた
①～③の全ての条件を満たしていた時期を記載して下さい。

(*) の時期のうち、任意の日の状態で、贈与者（先代経営者）及びその同族関係者が保有していた議決権数の合計及びその割合を記載して下さい。
この日における株主名簿の写しを添付してください。

(*) の時期のうち、任意の日の状態で、贈与者（先代経営者）が保有していた議決権数及びその割合を記載して下さい。

申請会社の議決権を保有する同族関係者が複数いる場合は、欄を追加して各々記載してください。

贈与税認定申請書の記載例

(*2)から(*3)を控除した残数又は残額		(i)-(j)	567 株
贈与の直前の発行済株式又は出資(議決権の制限のない株式等に限る。)の総数又は総額(*1)		(h)	1,000 株
(*1)の3分の2(*2)		(i)=(h)×2/3	667 株
贈与の直前において経営承継受贈者が有していた株式等の数又は金額(*3)		(j)	100 株
贈与の直前において贈与者が有していた株式等(議決権に制限のないものに限る。)の数又は金額			700 株
贈与者が贈与をした株式等(議決権の制限のないものに限る。)の数又は金額			700 株

氏名	経済 太郎		
住所	東京都千代田区霞が関 1丁目3番1号		
贈与の日における年齢	39 歳		
贈与の時に贈与者との関係(親族内・外)	親族内		
贈与の時に贈与者への就任の有無	☒ 有 ☐ 無		
贈与の日前3年以上にわたる役員への就任の有無	☒ 有 ☐ 無		
贈与の時に贈与者との保有議決権数の合計及びその割合	(k)+(l)+(m) 875 個 ((k)+(l)+(m))/(b) 87.5%		
保有議決権数及びその割合	贈与の直前	(k) (k)/(a)	100 個 10%
	贈与の時	(k)+(l) ((k)+(l))/(b)	800 個 80%
	(*4)のうち租税特別措置法第70条の第7第1項の適用を受けようとする株式等に係る議決権の数(*5)		
	(*5)のうち贈与認定申請基準日までに譲渡した数		
贈与の時に贈与者との関係	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合
	経済 花子	埼玉県さいたま市 中央区新都心1-1	(m) 75 個 (m)/(b) 7.5%

申請会社が発行する株式等のうち議決権に制限のない株式等の数を記載してください。
 なお、上で記載した「総株主等議決権数」(a)欄とは異なります。
 (a)欄：一部でも議決権があるものは含む。
 単位は「(議決権) 個」
 (h)欄：一部でも議決権がないものは含まない。
 単位は「(株式数) 株」
 または「(出資金額) 円」

納税猶予対象としたい議決権の数を記載してください。
 なお、納税猶予対象株式の上限は、経営承継受贈者が贈与の結果有することとなった議決権に制限のない株式に係る議決権数がその総数の3分の2に達するまで(小数点以下切り上げ)となります。
 (上の(i)-(j)欄の数が上限)

納税猶予の適用を受けようとする株式を、経営承継受贈者が既に手放した場合に記載してください。

申請会社の議決権を保有する同族関係者が複数いる場合は、欄を追加して各々記載してください。

贈与税認定申請書の記載例

3 贈与の時以後における特別子会社について

区分	特定特別子会社に 該当 / 非該当		
会社名	関東経済物流株式会社		
会社所在地	埼玉県さいたま市 中央区新都心 1-1		
主たる事業内容	運輸業		
資本金の額又は出資の総額	10,000,000 円		
総株主等議決権数	(a) 100 個		
株主又は社員	氏名 (会社名)	住所 (会社所在地)	保有議決権数及びその割合
	経済産業 株式会社	東京都千代田区霞が関 1丁目3番1号	(b) 100 個 (b)/(a) 100%

贈与の時以後に特別子会社が複数ある場合は、表を追加してそれぞれ記載してください。
なお、特別子会社が特定特別子会社に該当するかどうか記載してください。
それぞれの定義は下記のとおりです。

《特別子会社》

会社とその代表者と当該代表者の同族関係者が合わせて総議決権数の過半数を保有している会社

《特定特別子会社》

特別子会社のうち、その議決権を保有する代表者の親族の範囲が「代表者と生計を一にする親族」に限定されている会社

4 贈与者が経営承継受贈者へ認定贈与株式を法第12条第1項の認定に係る贈与をする前に、認定贈与株式を法第12条第1項の認定に係る受贈をしている場合に記載すべき事項について

本申請による株式等の贈与が施行規則第12条第5項の表の第3号又は第7項の表の第3号の特別贈与認定株式再贈与又は特別相続認定株式贈与の該当の有無				☐ 有 ☒ 無
	氏名	施行規則第7条第4項に基づく認定日	左記認定番号	左記認定を受けた株式数
特別贈与認定中小企業者の認定贈与株式を法第12条第1項の認定に係る受贈をした者に、贈与をした者。 (当該贈与をした者が複数ある場合には、贈与した順にすべてを記載する。)				

議決権を有する株主（持分会社の場合は社員）を、欄を追加するなどして全て記載して下さい。

「猶予継続贈与」の適用を受ける場合（当該申請会社が過去に納税猶予制度を活用したことがある場合）のみ記載することになります。
※該当する場合には、事前に担当者までご連絡ください。
(それ以外は空欄のままで結構です。)
「猶予継続贈与」については、申請マニュアルをご参照ください。